

貢献町

| | | |
|------|--|--|
| 要望項目 | <p>1-① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代や子どもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(今年度の減免制度に関するチラシ・パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)</p> | 要望項目 1-② 「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があつても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。 |
| | <p>保険料を引き下げるための一般会計からの新たな繰り入れは、現在の財政状況等から判断しますと難しい状況にあります。</p> <p>保険料の減免の取り扱いに関しては、「災害、貧困、所得の減少等により、一時的に生活が苦しくなり、保険料の支払いが著しく困難と認められる場合に限り、その者の申請により、減免するもの。」としている現在の考え方方に沿った形での運用を行っていきたいと考えています。</p> <p>一部負担金減免については、国基準どおりに規定し、運用しているところですが、他市町にあるような保険料完納世帯限定にはしていませんし、被保険者が利用できる制度であると考えています。</p> <p>保険料や一部負担金の減免制度の周知については、引き続き広報、ホームページ及びチラシに掲載するとともに、保険料の納付が困難な場合、ご相談いただけるよう様々な機会で案内し、催告書発送時や被保険者証の更新時での夜間・休日の収納窓口の開設、また、毎月第2・第4の夜間収納窓口の開設を行い、これらの機会にも減免制度の説明を行っているところです。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 資格証明書は、特別な事情があり保険料を納付することができないと認められる場合を除き、1年以上の滞納がある世帯に義務的に交付することとされていますので、納付いただいている世帯との公平性確保の観点から発行はやむを得ないと考えていますが、保険料の納付相談機会の確保を目的としておりますので、一律的に資格証明書の交付を行っているものではありません。接触の機会を設けることで、滞納者の状況把握に努めており、納付困難な世帯の相談に応じております。 短期被保険者証の交付については、未納者とこまめに連絡をとり長期未交付にならないよう努めています。 高校生世代以下の子どもに対しては、現在6ヶ月有効の被保険者証を郵送しています。 |

| | | | |
|------|---|--|---|
| 要望項目 | <p>1-③ 財産調査・差押については法令を順守し、主文前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分したことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。</p> | | <p>基本、特別の事情がなく滞納している世帯には、保険制度を理解してもらい負担の公平を図るため、法令どおり滞納処分の措置を講じることとしていますが、各々の世帯における状況を判断させていただくため、きめ細かな相談に応じるとともに、より相談していただきやすい環境の充実を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、生活保護受給者については、生活保護担当課との連携により、資格喪失手続きを行うとともに滞納処分の執行停止決議を行っているところです。</p> |
| 要望項目 | <p>1-④ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。</p> | | <p>国保制度の認識については、日常的に関係法令、通達等を熟読し、担当者が変わっても業務に支障を来たさないよう努めています。</p> |

| | | | |
|------|---|--|--|
| 要望項目 | <p>1-⑤ 国保滞納者は、生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。</p> | | |
| | <p>滞納世帯について、機械的な運用とならないよう当該世帯の置かれている状況の実態把握に努めるとともに、場合によっては生活保護等関連部局との綿密な連携を図っているところです。また、個別の相談機会を設け、国保滞納者、生活保護等関連部局の職員とともに、生活実態について聞き取り情報を共有しているところです。</p> | | <p>運営協議会の傍聴については、熊取町審議会等会議公開指針に基づき、全部公開しているところであります。会議資料についても傍聴者に配布し、会議録もホームページで公開しています。</p> |

| | | |
|------|---|--|
| 要望項目 | <p>1-⑦ 広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村を十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。</p> | <p>平成22年度に決定された「大阪府国民健康保険広域化支援方針」において、拠出金の算出方法の中に、所得割が導入され、平成25年度からの第二次広域化支援方針においても所得割が同率で盛り込まれたところであり、これにより保険財政共同安定化事業の収支が負になっている団体にとっては、被保険者の負担増につながるものです。</p> <p>これについて、府の調整交付金での激変措置等について、他市町村と連携して、必要な要望をしていきたいと考えています。</p> |
| 要望項目 | <p>1-⑧ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計線入で補填すること。</p> | <p>老人等医療費助成事業の実施については、福祉医療の充実の観点からもペナルティの撤廃を要望していきたいと考えています。</p> <p>また、大阪府老人等医療費助成事業の実施に伴う国民健康保険事業費補助金を差引いた不足分については、一般会計より線入れしています。</p> |

課名【危機管理課】

| | | | |
|------|--|---|---|
| 要望項目 | 1-⑨ 救急医療の充実を図ること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。 | 要望項目 | 1-⑨ 防災対策として、災害時の医薬品、医療材料、水、食料、燃料等の備蓄状況などの現状 |
| | <p>救急医療については、一次救急は泉佐野・熊取・田尻休日診療所により対応し、二次救急医療の運営にあたっては、国、府の補助とともに高石市から岬町までの8市4町で二次救急輪番病院運営費や小児救急医療への支援として、事業費を分担して当該医療機関に助成を行い、安心して暮らせる医療体制の確保に努めています。</p> <p>泉州救命救急センターは、地域の三次医療を支える重要な医療機関であると認識しており、三次救急医療対策を進める大阪府の責務を明確にした上で、地域の安心・安全な医療の提供が確保されるよう、また効率的、効果的な運営がなされるよう注視してまいります。</p> | <p>災害時の医薬品・医療材料の備蓄については、地域防災計画において、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を行ない、不足が生じた場合には、大阪府に対して供給要請を行うこととしています。今後、医薬品等関係団体と医薬品の備蓄について協議を行いたいと考えています。</p> <p>次に水・食料の備蓄については、現時点での大阪府の基準に従い、最大の避難所生活者数である3,245人の1食分の食料として、アルファ化米を3,300食と高齢者用食を300食、カンパンを300食と500ml入りの非常用飲料水を6,600本備蓄しています。</p> <p>今後、大阪府地域防災計画の見直しと併せて示される食糧備蓄の基準を見据えながら、本町としての食料備蓄量のあり方を検討するとともに、各ご家庭での備蓄の必要性などについて研究を行いたいと考えています。</p> <p>また、燃料につきましては現在備蓄しておりませんが、今後、町内の給油取扱所等と協議を行いたいと考えています。</p> | |

| | |
|------|---|
| 要望項目 | <p>2-① 特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容として糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できること。費用は無料とし受診しやすいものとすること。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。</p> <p>-② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。</p> <p>-④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。</p> |
| | <p>特定健診については、基本項目、詳細項目に加え、追加項目として、クレアチニン検査を実施し、費用は追加項目を含め無料で実施しております。また、職員の研修会参加や報告書を通して、他市町村の取り組みについて学ぶ機会を設けております。</p> <p>健診方法は、個別健診と年に10日間ふれあいセンターで集団健診を実施しており、集団健診では、結核・肺がん検診と肝炎ウィルス検診を同時に実施し、加えて、土曜日・日曜日の健診日を2日に増設し、受診しやすい環境づくりに努めています。</p> <p>がん検診等の費用については、肺がん検診のX線検査、肝炎ウィルス検診は無料とされています。</p> |

担当課： 高齢介護課

担当課： 高齢介護課

| | |
|------|---|
| 要望項目 | 3-① *一般会計からの繰り入れで介護保険料（基準額）を引き下げる事。 *第1、2段階を引き下げる事（基準額の0.3程度以下とする事）。 *国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。 |
| 回答 | <p>*介護保険は、保険制度により成り立っているので、不足分の補填を安易に一般会計に求めることは好ましくないと考えています。</p> <p>*本町では、被保険者にとってより納めやすい保険料体系となるよう、平成24年度から、低所得者に対してきめ細かな段階設定として、所得段階10段階まで設定して運用を行っております。</p> <p>*町村長会等を通じ、国に対し要望してまいります。</p> |

| | |
|------|------------------------------------|
| 要望項目 | 3-② 国庫負担割合の引上げを国に求めること。 |
| 回答 | <p>*町村長会を通じ、国に対し要望を続けているところです。</p> |

担当課：高齢介護課

担当課：高齢介護課

| | |
|---|---|
| 要望項目 | 3-③ *給付範囲の縮小（軽度者等の保険給付範囲縮小）及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。 *軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。 |
| 回答 *今後、町村長会等を通じ、国に対し要望を検討してまいります。 *生活支援総合事業につきましては、本人の意思が第一義であると考えております。今後においても利用者の立場を考慮しながら、本町として導入を判断したいと考えております。 | |
| | |

| | |
|--|---|
| 要望項目 | 3-④ 国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国に求めること。 |
| 回答 町としては介護保険利用料の軽減については、その軽減額が他の被保険者に転嫁されることとなるため、現在のところ軽減は考えておりませんが、国に対しては、今後、町村長会等を通じ、要望を検討してまいります。 | |

担当課：高齢介護課

担当課：高齢介護課

| | |
|------|--|
| 要望項目 | 3-⑤ *行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。 *大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。 |
|------|--|

| | |
|----|--|
| 回答 | *第5期介護保険事業計画においては、ニーズ調査を行ったうえで、必要なサービス量を見込んでおり、今計画では、特別養護老人ホーム50床、小規模多機能型居宅介護事業所1ヶ所の整備を計画しております。 *大阪府に対し、必要に応じて事業者指導を行うよう要請してまいりたいと考えております。 |
|----|--|

| | |
|------|---|
| 要望項目 | 3-⑥ 不當にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること |
|------|---|

| | |
|----|--|
| 回答 | 本町において町独自のローカルルールは設けておらず、法令通知、大阪府Q&Aどおりの運用を行っています。 |
|----|--|

担当課：高齢介護課

担当課：高齢介護課

| | |
|------|--|
| 要望項目 | 3-⑦ *監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保し細かく懇切丁寧な指導ができるようすること。 *指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とするこ。 |
|------|--|

回答

- *平成25年度から3市3町の広域で監査指導の権限移譲を受け、本町からも職員を1名派遣しています。
- *指導の内容については、必要に応じて広域福祉課と連携して、事業者指導を行ってまいりたいと考えております。

| | |
|------|---|
| 要望項目 | 3-⑧ ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネージャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。 |
|------|---|

回答

適切なケアプランとなるようケアプランチェックを行っていきたいと考えております。

担当課：高齢介護課

担当課：福祉課

| | |
|---|---|
| 要望項目 | <p>3-⑨ ＊障害者の65歳問題が深刻である。利用者負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。</p> |
| <p>回答 ＊介護保険は、保険制度として利用者負担は1割となっているため、制度上、非課税世帯は無料とする制度の検討は難しいと考えています。</p> | |

| | |
|---|-------------|
| 要望項目 | 4. 生活保護について |
| 回答 ①から⑥ 福祉事務所がないため、大阪府岸和田子ども家庭センターが実施機関であり、町では事務を行っていません。 制度の説明など住民の方からの相談に応じ、状況確認後、大阪府との調整等を行っています。 | |

| | |
|--|---|
| 要望項目 | 5-① こども医療費助成制度について、一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。 |
| 回答 | |
| <p>現在、外来・入院とも所得制限なしで、小学校就学前の乳幼児を対象とし、現物給付で実施し、入院に係る費用助成については、小学1年生から6年生まで償還払いでの実施していましたが、平成24年10月より入院に係る費用助成を中学3年生まで拡大したところです。</p> <p>今後の制度拡充については、財政状況を勘案しながら検討していきます。大阪府に対しても制度拡充について、引き続き要望してまいります。</p> | |

| | |
|--|---|
| 要望項目 | 5-② いまだ全国最低レベルの妊婦健診を全国平均(14回、11万円程度)の補助とすること。 |
| 回答 | |
| <p>妊婦健康診査公費負担は、妊婦健診14回分の受診券が1回当たり4,000円、血液検査や超音波検査等の検査補助券として、14,000円分を1枚(妊娠初期の検査に限る。)、5,000円分を2枚(妊娠中後期の検査に限る。)で総額80,000円となります。</p> <p>少しでも妊婦さんの負担を軽減し、安心して健診を受けていただけるよう、今後も健康管理への支援をしてまいりたいと考えております。</p> | |

| | |
|---|---|
| 要望項目 5-③ 就学援助の適用条件については生活保護基準 1.3 倍以上とし所得でみると。 通年手続きが学校以外でもできるようにすること。 第1回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。 来年度は生活保護基準引き下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとならないよう対策をとること。 | 要望項目 5-④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」、「子育て世代家賃補助」など、多彩な家賃補助の制度化をはかること。 |
| 回答 <p>現在は、生活保護基準の 1.1 倍を基準に就学援助の適用を判断していることから、1.3 倍以上とすることは、予算の増加に直接影響します。予算編成上、特に経常的な経費については厳しい予算編成を求められていることから、適用条件の緩和は難しい状況です。</p> <p>就学援助については、家庭状況を把握するといった側面からも学校での手続きが適当と考えます。ただし、直接教育委員会に申請書をお持ちいただいた場合などは、臨機に対応しております。</p> <p>就学援助費の第1回目の支給月については、支給という性格上、町民税の当初課税のデータに基づき事務を進めるのが適切と考えます。</p> <p>生活保護基準の引き下げによる対応は、大阪府内の動向を考慮しながら適切に対応したいと考えます。</p> | 回答 <p>現在のところ、本町においては、「新婚家賃補助」、「子育て世代家賃補助」など、家賃補助制度の導入については、考えておりません。</p> |

課名【危機管理課】

| | |
|------|---|
| 要望項目 | 6－1 特に大災害時、町民の避難だけでなく、他市町からも熊取町に多くの方が避難されることが予想されるが、どのように対応する計画をしているか。 現在の地域防災計画において、他市町からの避難については想定していませんが、今後、必要となれば大阪府や近隣市町と協議を行い対応したいと考えます。 また、本町内の事業所や大学等に通勤・通学する方がいわゆる帰宅困難者になり得ることから、事業所及び大学等と協議を行い、それぞれで一定の対応を行っていただくことなどについて検討したいと考えています。 |
|------|---|

| | |
|------|---|
| 要望項目 | 6. 2. ふれあいセンターの土日開館を求める |
| 回答 | これまでにも組織機構の見直しにより、職員の適正配置に努めてきたところであり、また、開館日については、イベント開催時等施設利用目的に応じて土日にも随時開館しており、今後も機能の充実に努めてまいります。 |

担当課：福祉課

| | |
|--|----------------------------|
| 要望項目 | 6. 3. 老人福祉センターの入浴施設を再開すること |
| 回答 老人福祉センターの浴場については、開館以来38年を経過し、施設、水回りをはじめとする設備の老朽化も著しいことから廃止いたしました。 また、一部修繕など適切な維持管理に努めておりましたが、施設そのものの老朽化も激しく、ご高齢の利用者の方の衛生および安全面を考慮した結果、浴場の再開のご期待に沿える状況ではないと判断したものです。 | |